

4 医療・保健

1. 自立支援医療費(更生医療・育成医療・精神通院医療)

(1) 更生医療について

- 身体障害者手帳に記載された障害に対して、自立支援医療機関として指定された医療機関で行われる、身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療に係る医療費の給付を行います。
 - 対象の医療は、心臓機能(冠動脈バイパス術・ペースメーカー植込術など)や腎臓機能(人工透析など)、肢体不自由(人工関節置換術など)です。
 - 事前申請が必要です。
- 【対象者】** 18歳以上の身体障害者手帳がある人
- 【本人負担額】** 加入されている健康保険の種類に関係なく、自己負担額が原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く)。ただし、収入や課税額等により適用されない場合もあります。

(2) 育成医療について

- 自立支援医療機関として指定された医療機関で行われる、身体に障害のある児童または現存する疾病を放置すれば、将来障害を残すと認められる児童の障害に対する確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行います。
- 【対象者】** 満18歳未満の人
- 【本人負担額】** 加入されている健康保険の種類に関係なく、自己負担額が原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く)。ただし、収入や課税額等により適用されない場合もあります。

(3) 精神通院医療について

- 統合失調症やうつ病などにより、通院による継続的な医療を必要とする人に対する医療費の給付を行います。
- 自立支援医療(精神通院医療)受給者証は障害福祉課経由で滋賀県が交付します。
- 交付まで3か月程度かかります。
- 更新時期について障害福祉課からは、お知らせしておりません。期限が過ぎたものは遡及出来ません。

- 【対象者】** 定期的な通院による精神科医療が必要な人
- 【本人負担額】** 加入されている健康保険の種類に関係なく、自己負担額が原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く)。

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

2. 福祉医療費助成制度（マルフク）

障害のある人（児童）の健康を確保するため、病院等で要した医療費（健康保険適用分）の自己負担分の一部または全額を助成します。（入院中の食事にかかる負担分および部屋代等は除きます）収入や課税額等により適用されない場合もあります。

障害者（児）福祉医療費助成

【対象者】

国民健康保険または社会保険に加入した人で以下の項目のいずれかの該当者

- 身体障害者手帳1～3級の人
- 療育手帳A1、A2、B1の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- 精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで、かつ身体障害者手帳3級を持っている人
- 精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで、かつ療育手帳B1級を持っている人
- 特別児童扶養手当（1・2級）を受給している人

重度障害老人等福祉助成（後期高齢者医療制度）

【対象者】

65歳以上の後期高齢者医療制度に加入した人で以下の項目のいずれかの該当者

- 身体障害者手帳1～3級（一部4級）の人
- 療育手帳A1、A2、B1の人
- 精神障害者保健福祉手帳1～2級の人
- 障害年金1～2級を受給している人

精神障害者（児）福祉医療費助成

●自立支援医療受給者証（精神通院）の適用を受ける保険対象医療費が無料になります。

【対象者】

精神障害者保健福祉手帳1～2級で自立支援医療（精神通院）を受給している人

問い合わせ： 国保年金課 電話582-1120 FAX583-9738

3. その他助成制度

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

- 特定の慢性疾病にかかっている 18歳未満（18歳到達時点で継続治療が必要な場合は20歳未満まで延長可能）の児童等に対して、医療費の給付を行うとともに、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図ることを目的に実施しています。また、保健所では療養上の相談も行っています。
- 申請は草津保健所で受け付けています。（障害福祉課では申請できません）

《対象疾病》

- | | | | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|
| ① 悪性新生物 | ② 慢性腎疾患 | ③ 慢性呼吸器疾患 | ④ 慢性心疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑥ 膠原病 | ⑦ 糖尿病 | ⑧ 先天性代謝異常 |
| ⑨ 血液疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑬ 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 | ⑭ 皮膚疾患 | | |
| ⑮ 骨系統疾患 | ⑯ 脈管系疾患 | | |

※対象疾病は変更される場合がありますので、下記問い合わせ先にてご確認ください。

問い合わせ：草津保健所 電話562-3534 FAX562-3533

(2) 心身障害児（者）歯科治療

- 一般の歯科医療機関などで治療することが困難な心身障害児（者）の歯科治療、歯科健診、歯科衛生教育を行います。

【対象者】

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人
- ② 歯科医療機関の紹介を受けた人
- ③ 療育手帳の交付を受けている人で、医師の診断書で内容が確認できる人
- ④ ホームページ上に記載されている様式で受診を希望する人

※上記以外の人で一般の機関では治療が困難な人は、口腔衛生センターへお問合せください。

問い合わせ：滋賀県歯科医師会口腔衛生センター 電話564-6692

(3) 特定医療費（指定難病）医療費助成制度

- 原因不明で治療方法が確立していない指定難病について、医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に実施しています。また保健所では、療養上の相談も行っています。
- 対象となる指定難病（難病法に基づくもの）については、下記問い合わせ先にてご確認ください。
- 申請は草津保健所で受け付けています。（障害福祉課では申請できません）。

問い合わせ：草津保健所 電話562-3534 FAX562-3533